Report 01

京都府における産業廃棄物の減量・
―京都府産業廃棄物減量･リサイクル支援センターの設立

はじめに

平成23年6月に、京都府内の産業界、廃棄物処理業界、大学等研究機関、京都府、京都市が連携し、京都府内企業に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの取組支援を目的に「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター（以下「センター」という。）」（図1）が設立されました。

センターは、企業等に対して産業廃棄物の減量・リサイクルに関する総合的な支援を行うために、支援の窓口を一本化し、ワンストップサービスでの効果的で細やかな支援を主眼において事業を展開しています。

本稿では、センターの概要とセンターを活用した京都府における今後の産業廃棄物施策の展望について紹介します。

センター設立の経緯

京都府では、指導・啓発や法律・条例による規制的手法に加えて、税を活用した経済的手法による市場メカニズムを通じて、廃棄物の削減に向けた行動を誘導するため、産業廃棄物税を平成17年4月に導入しました。

産業廃棄物税は、京都府内の最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税（1t当たり1,000円）することにより、排出事業者や処理業者が、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用など、「望ましい税回避行動」に向かうよう誘導するとともに、その税収を財源とした施策の実施により、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進することを目的としています。この産業廃棄物税の税収を活用して、京都府では府内企業等に対する減量・リサイクルの取組支援事業を行ってきたところです。

しかし、これまでの支援事業を実施する中で、幾つかの課題もありました。まず、行政組織内に支援窓口を設けることで一定の安心感は与えるものの、規制・指導行政の窓口という印象も与えることになり、“規制”と“支援”のジレンマが行政側・企業側の双方に生じ、ミスマッチの課題が生じていました。また、民間団体と連携した支援も展開してきたところですが、反面、支援窓口が用途に応じて複数設置される状況となっていました。

これらの課題を解消するため、後にセンターの構成団体となる団体に、排出事業者、産業廃棄物処理業者、学識者を加えた検討会である「京都府産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会」を発足させ、議論を重ねてきました。そして、平成23年3月にセンター設立について合意に達し、“ワンストップサービス”での“総合的な支援機関”として、センターを設立することとなりました。

なお、センターには、京都府内の産業廃棄物行政を所管する京都府・京都市が参画しており、オール京都での一貫した支援体制にもなっています。

センターの組織体制

センターは、産業界から京都商工会議所・京都府中小企業団体中央会・㈳長田野工業センター・㈳京都工



図1 センターパンフレット



図2 センターにおける産業廃棄物の減量･リサイクル支援の概念図

京都府

リサイクル支援の取組と今後の展望

京都府文化環境部循環型社会推進課

業会、環境管理規格を運営するNPO法人KES環境機構、廃棄物処理業界から㈳京都府産業廃棄物協会、そして、行政機関から京都府及び京都市を加えた8団体から構成されます。また、3名の学識者に顧問として参画いただいています。

センターは、㈳京都工業会の事務所のある京都工業会館内に設置し、公的側面は残しつつも、企業担当者にとって相談しやすい環境を整えています。

センターでの支援事業

現在のセンターの主要事業として、以下の4事業があります（図2）。

(1) ゼロエミッションアドバイザー派遣事業

産業廃棄物の排出削減、コスト削減を目指す企業の皆様からの具体的な課題や相談への助言を行うため、環境マネジメント等の専門知識を有するアドバイザーを無料で派遣

(2) 産業廃棄物の減量･リサイクル、処理に関する業者情報等を提供

減量・リサイクル技術やリサイクル設備等を有する産業廃棄物処理業者に関する情報を無料で提供

(3) 研究開発･施設整備に対して助成

産業廃棄物の発生抑制及び減量・リサイクルの促進のための研究開発、設備整備、製造工程の改善等に対する助成事業



図3 センター設立記念シンポジウム「京都府産業廃棄物3R推進会議」開催の模様（H23.11.22）

(4) 研修･普及啓発事業

産業廃棄物の減量・リサイクルの取組を促進するための研修及び普及啓発等の事業

各事業をセンターで一元的に実施することにより、細やかな支援体制と効率的な運用が期待されます。また、産業界、廃棄物処理業界がセンターの構成団体となっていることもあり、これまで以上に各団体間との連携が強化され、深まりつつあります。センター設立後、各団体が企画する廃棄物処理に関するマネジメントやコンプライアンスをテーマとした研修会・セミナー（図3）を、協働で開催する機会も増えており、企業担当者に直接アプローチすることが可能となっています。これらは、企業においても減量・リサイクルの取組を推進していく上で貴重な機会ととらえられており、センターに対する期待も高まっています。

京都府における今後の展望

センターは、現在、任意団体の位置づけですが、平成24年度には社団法人化してその基盤強化を進めることとしています。また、上記の主要事業以外にも、新たな支援事業を企画しており、企業等からのニーズに合致した支援事業を積極的に展開していくこととしています。

京都府では、今年度、「新京都府循環型社会形成計画（仮称）」の策定作業を進めており、その中でも、センターは、産業廃棄物の減量・リサイクルを進めていく上での重要な支援母体として位置づけることとしています。

今後も、京都府は、産業廃棄物税の財源を最大限に活用しつつ、オール京都の体制で、京都府内企業等に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの取組を支援し、本府の循環型社会の一層の推進に寄与していきたいと考えています。

※センターの支援事業の詳細や活動状況は、センターのホームページからご覧になれます。
URL http://www.kyoto-3rbiz.org/index.html

この記事に関する問合わせ先
京都府文化環境部循環型社会推進課 産業廃棄物担当
TEL 075-414-4717 FAX 075-414-4710
e-mail junkan@pref.kyoto.lg.jp

Report 02

平成24年度廃棄物・リサイクル対策関係

主な重点施策

※（ ）書きは平成23年度当初予算額
※〈復旧・復興〉は、東日本大震災復興特別会計に計上

○震災対策

東日本大震災特別財政援助法や災害廃棄物処理特別措置法に基づき、市町村等が実施した災害廃棄物の処理に対して財政的な支援を行う。また、放射性物質汚染対処特別措置法の成立を踏まえ、放射性物質による汚染された廃棄物の国による直轄処理事業を実施する。

●災害等廃棄物処理事業費補助金　2,960億円（　2億円）
〈うち復旧・復興　2,958億円〉

●震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業（グリーンニューディール基金）〈復旧・復興〉
321億円（　0億円）

●災害廃棄物処理代行事業〈復旧・復興〉　161億円（　0億円）

●放射性物質汚染廃棄物処理事業〈復旧・復興〉
772億円（　0億円）

●中間貯蔵施設検討・整備事業〈復旧・復興〉 20億円（　0億円）

○循環型社会形成推進交付金

市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、地域における循環型社会の形成推進を図る。また、湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する財政支援を行う。

●循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）
464億円（312億円）
〈うち復旧・復興　176億円〉
※平成23年度第4次補正予算で118億円を計上

●循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）
84億円（105億円）
※平成23年度第4次補正予算で2億円を計上
※別途、東日本大震災復興交付金として復興庁に一括計上。また、政令指定都市分について地域自主戦略交付金として内閣府に一括計上

○使用済小型電気電子機器のリサイクルによる有用金属（レアメタルを含む）等循環資源の有効利用の促進

使用済小型電気電子機器の回収等の社会実証事業を行うとともに、技術的基準の設定や情報発信の事業を実施し、速やかに小型電気電子機器のリサイクルに資する制度を創設する。

●使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費
2億円（　0億円）

○循環型社会の形成推進に向けた国際的な取組の推進

アジアの環境保全への貢献と我が国経済の活性化に資するため、我が国の静脈産業を育成し、その海外展開を支援する。

●日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業
7億円（　6億円）

主な事項

24年度予算額（案）（23年度予算額）
単位：百万円

東日本大震災からの復旧・復興等に係る重点施策

1.災害廃棄物の迅速な処理等の推進

●災害等廃棄物処理事業費補助金　296,042（　200）
〈うち復旧・復興 295,842〉
●震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業（グリーンニューディール基金）〈復旧・復興〉
32,137（　0）
●災害廃棄物処理代行事業〈復旧・復興〉　16,068（　0）
●廃棄物処理施設災害復旧費補助〈復旧・復興〉 3,946（　0）
●災害廃棄物広域処理等支援事業〈復旧・復興〉 198（　0）

［50,824（35,596）］
●循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）
46,434（31,235）
〈うち復旧・復興　17,620〉
※上段［　］書は、他府省計上分を加えた額。
※平成23年度第4次補正予算で118億円を計上

2.放射性物質による環境汚染への対応

●放射性物質汚染廃棄物処理事業〈復旧・復興〉
77,224（　0）
●中間貯蔵施設検討・整備事業〈復旧・復興〉 2,000（　0）
●放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討事業
〈復旧・復興〉　192（　0）

3.東日本大震災の教訓等を踏まえた持続可能な社会の実現

●東北復興に向けた地域循環資源徹底利用促進事業
〈復旧・復興〉　49（　0）

持続可能な社会づくりのための重点施策

1.使用済小型電気電子機器のリサイクルによる有用金属（レアメタルを含む）等循環資源の有効利用の促進

●使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費
242（　0）

環境省

予算(案)の概要

平成23年12月
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

●分散･自立型の持続的で災害に強い地域循環圏整備推進事業
33(　57)

2.災害に強い廃棄物処理システムの構築

[50,824(35,596)]
●循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く)(再掲)
46,434(31,235)
〈うち復旧･復興　17,620〉
※上段[　]書は、他府省計上分を加えた額
※平成23年度第4次補正予算で118億円を計上

[8,990(10,969)]
●循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分)
8,421(10,527)
※上段[　]書は、他府省計上分を加えた額
※平成23年度第4次補正予算で2億円を計上
※別途、東日本大震災復興交付金として復興庁に一括計上。また、政令指定都市分について地域自主戦略交付金として内閣府に一括計上

●廃棄物エネルギー導入･低炭素化促進事業　775(789)
●震災廃棄物対策指針の策定　9(0)
●浄化槽有効利用･技術開発調査検討費　9(0)

3.有害な廃棄物の適正処理等の推進

●PCB廃棄物対策推進費補助金　1,500(1,500)
●PCB廃棄物適正処理対策推進事業　114(97)
●水銀廃棄物の処分に係る技術的基準の検討業務費
9(0)
●特別管理廃棄物基準等設定費　28(36)
●産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金
170(3,670)
※平成23年度第4次補正予算で42億円を計上

4.循環型社会の形成推進に向けた国際的な取組の推進

●アジア低炭素･循環型社会構築力強化プログラム事業
84(137)
●日系静脈産業メジャーの育成･海外展開促進事業
719(600)
●廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費
58(66)
●し尿処理システム国際普及推進事業費　15(16)

5.社会経済情勢の変化等を踏まえた循環型社会形成推進基本計画の見直し

●循環型社会形成推進基本計画見直しに向けたフォローアップ･高度化推進費　38(64)

参 考

廃棄物･リサイクル対策関係予算(公共事業の他府省計上分を除く)

●公共事業
平成23年度当初予算額　52,820百万円 ①
平成24年度予算額(案)　67,880百万円 ②
うち復旧･復興枠　21,566百万円
差引増△減額(②−①)　15,060百万円　(128.5%)

●非公共(本省予算)
平成23年度当初予算額　7,633百万円 ①
平成24年度予算額(案)　427,750百万円 ②
うち復旧･復興枠　423,711百万円
差引増△減額(②−①)　420,117百万円　(5,604.0%)

●非公共(地方環境事務所予算)
平成23年度当初予算額　46百万円 ①
平成24年度予算額(案)　30百万円 ②
差引増△減額(②−①)　△16百万円　(65.2%)

●エネルギー対策特別会計
平成23年度当初予算額　789百万円 ①
平成24年度予算額(案)　775百万円 ②
差引増△減額(②−①)　△14百万円　(98.2%)

●合 計
平成23年度当初予算額　61,288百万円 ①
平成24年度予算額(案)　496,435百万円 ②
うち復旧･復興枠　445,277百万円
差引増△減額(②−①)　435,147百万円　(810.0%)

公共事業の内訳

(単位:百万円)

	平成23年度予算額	平成24年度予算額(案)	対前年度差引増△減額	対前年度比(%)
循環型社会形成推進交付金	(46,565) 41,762	(59,814) 54,855	(13,249) 13,093	(128.5%) 131.4%
一般廃棄物処理施設	(35,596) 31,235	(50,824) 46,434	(15,228) 15,199	(142.8%) 148.7%
浄化槽	(10,969) 10,527	(8,990) 8,421	(△1,979) △2,106	(82.0%) 80.0%
廃棄物処理施設整備費補助金	10,962	8,988	△1,974	82.0%
廃棄物処理センター等	1,562	1,268	△294	81.2%
PCB処理施設	9,400	7,720	△1,680	82.1%
廃棄物処理施設災害復旧費補助金	0	3,946	3,946	—
調査費等	96	91	0	94.8%
合　計	(57,623) 52,820	(72,839) 67,880	(15,216) 15,060	(126.4%) 128.5%

注1:交付金の上段()書きは国土交通省計上分(北海道、離島、奄美)及び内閣府計上分(沖縄)を含んだ総額
注2:平成24年度予算額(案)は、東日本大震災復興特別会計を含んだ総額
※この他、内閣府に地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)を計上

Report 03

日本廃棄物団体連合会

日本廃棄物団体連合会の動き

日本廃棄物団体連合会は、昨年10月会員団体（正会員16団体）の東日本大震災の復興支援の活動状況について取りまとめ、東北3県と各市町村の130自治体に情報提供を行った。

今後各団体が復興支援に関して提供できる資料や活動内容などを改めて整理したもので、国（環境省）や被災した自治体に情報提供することで、迅速な復興に役立てていただくことを目的とした。

各団体の事業内容を4区分（①マニュアル、報告書、②セミナー、講演など、③情報提供・相談事業、④その他支援事業）で整理したものであり、各団体では問合わせにより、各種相談、報告書の提供等に応じることとしている。

なお、下記のほか、(一社)全国浄化施設保守点検連合会、㈳全国都市清掃会議、(一社)日本環境衛生施設工業会でも引き続き、関係情報の提供等の支援活動を実施している。

※本連合会及び会員の各団体は、今後とも引き続き被災地の復興の支援につながる活動の実施に努めてまいります。

区　分	事業の概要	提供団体
マニュアル、報告書等	1.「震災を受けた衛生施設の運転維持管理の観点からの課題」冊子（10月）	(一社)環境衛生施設維持管理業協会
	2.「東日本大震災の復興に向けての提言　『復興事業における新しいまちづくりは浄化槽で整備』」	㈳全国浄化槽団体連合会
	3.「東日本大震災に係る衛生害虫等対策の進め方」	㈶日本環境衛生センター
	4.「ハエ等対策マニュアル」	〃
	5.「浄化槽被害対策マニュアル」改訂（23年度内）	㈶日本環境整備教育センター
	6.「平成23年度災害廃棄物撤去処理の推進モデル事業評価及び普及啓発業務」報告書（10月）	㈳日本廃棄物コンサルタント協会
	7.「東日本大震災への取組み」冊子	㈶廃棄物研究財団
セミナー、講演会等	1.第55回「生活と環境全国大会」を「東日本大震災被災地復興支援大会」として開催。震災復興をテーマとした記念講演・シンポジウム「災害廃棄物処理、被災地の環境モリタリング、衛生害虫・生活衛生対策などの取組事例を中心とした公開講座」開催、展示による取り組み紹介など（10/24-26:仙台市）	㈶日本環境衛生センター
	2.セミナー「東日本大震災の災害廃棄物の対応」開催（10/24東京都中央区）	㈶日本産業廃棄物処理振興センター
	3.研修会「災害廃棄物セミナー」開催（8/29～31、10/19～21）（岩手県、宮城県及び福島県）	㈳日本廃棄物コンサルタント協会
	4.「廃棄物処理施設維持管理技術事例研究発表会」を東日本大震災被災地復興支援の一環として開催（10/25仙台市）	(一社)廃棄物処理施設技術管理協会
	5.財団年次報告会「東日本大震災。災害廃棄物対策」開催（9/13東京都墨田区）	㈶廃棄物研究財団
情報提供・相談事業	1.災害PCB廃棄物に関する情報提供	㈶産業廃棄物処理事業振興財団
	2.産廃処理業者検索システム「さんぱいくん」での災害廃棄物の処理業者検索	〃
	3.震災対応としての応急仮設住宅向け浄化槽に関する情報の整理提供	㈳浄化槽システム協会
	4.被災した浄化槽の修繕等に関する相談対応	〃
	5.下水道の汚泥の除去等、被災を受けた汲み取り便槽・浄化槽の処理等に関する相談	全国環境整備事業協同組合連合会
	6.災害廃棄物の処理の推進等に関する相談	(公社)全国産業廃棄物連合会 （各県の産業廃棄物協会と連携）
	7.浄化槽使用者に対する技術的助言、照会に対する対応	㈶日本環境整備教育センター
	8.災害廃棄物・し尿・浄化槽汚泥・下水道汚泥の処理等に関する相談	日本環境保全協会 （都道府県会員団体と連携）
	9.廃棄物処理施設の技術者等に対する技術的助言	(一社)廃棄物処理施設技術管理協会
その他支援事業	1.応急仮設住宅用及び震災復興用インフラとしての浄化槽の供給	㈳浄化槽システム協会
	2.災害廃棄物処理支援システム（電子マニフェスト）利用開始（9/1～）	㈶日本産業廃棄物処理振興センター

Report 04

法律

放射性物質汚染対処特措法が平成24年1月1日に全面施行されました。

放射性物質汚染対処特措法は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力の福島第一原子力発電所事故による放射性物質で汚染されたがれきや土壌などの処理のための法律で、平成23年8月30日に公布され、一部を除き同日施行されました。

平成23年12月14日には、同法に基づく施行規則や汚染廃棄物対策地域の要件等を定める省令が制定・公布され、放射性物質汚染対処特措法は、平成24年1月1日に全面施行されました。

次に、放射性物質汚染対処特措法の施行規則等の概要を示します。

<table>
<tr>
<td>放射性物質汚染対処特措法施行規則</td>
<td>
［1］廃棄物関係

●下水道、廃棄物処理施設等から生じた汚泥、焼却灰等の調査の方法の詳細、義務の対象とする施設を定める。

●指定廃棄物の指定基準は8,000ベクレル/kgとする。

●特定廃棄物の処理基準として、以下のような事項を定める。
<table>
<tr><td>収集運搬基準</td><td>容器への収納、車両表面線量制限、書面の備え付け　等</td></tr>
<tr><td>保管基準</td><td>遮水シートの設置、立入禁止区域の設定、保管場所の線量測定　等</td></tr>
<tr><td>中間処理基準</td><td>バグフィルターの設置、排水・排ガスの濃度限度　等</td></tr>
<tr><td>最終処分基準</td><td>セメント固型化・隔離層設置、周縁地下水測定、排水の濃度限度　等</td></tr>
</table>
［2］除染関係

●除染の措置の基準として、以下のような事項を定める。
<table>
<tr><td>工作物及び道路</td><td>洗浄等</td></tr>
<tr><td>土壌等</td><td>表土の削り取り、土壌により覆うこと　等</td></tr>
<tr><td>草木</td><td>草刈り、下草、落葉又は落枝の除去　等</td></tr>
</table>
●除去土壌の処理基準として、以下のような事項を定める。
<table>
<tr><td>収集運搬基準</td><td>容器への収納、車両表面線量制限、書面の備え付け　等</td></tr>
<tr><td>保管基準</td><td>遮水シートの設置、立入禁止区域の設定、保管場所の線量測定　等</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令</td>
<td>
［1］ 汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域の指定の要件

●次のとおりとする。
<table>
<tr><td>警戒区域設定指示、もしくは計画的避難指示の対象区域であること、又はこれらの対象区域であったこと</td></tr>
<tr><td>その区域の大部分が警戒区域設定指示若しくは計画的避難指示の対象区域である市町村、又はこれらの対象区域であった市町村の区域であること</td></tr>
</table>
［2］汚染状況重点調査地域の指定の要件

●1時間あたり0.23マイクロシーベルト以上の放射線量とする。
</td>
</tr>
<tr>
<td>除染計画地域を定める区域の要件</td>
<td>汚染状況重点調査区域内の区域であって、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画に定める区域の要件を、1時間あたり0.23マイクロシーベルト以上の放射線量とする。</td>
</tr>
</table>